

議案第18号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の5条を加える。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第5条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、区長が指定する月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

- 2 区長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 区長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 区長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の

猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 区長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
 - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月（区長がやむを得ない事情があると認めるときは、区長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月（区長がやむを得ない事情があると認めるときは、区長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第21条中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第37条第2項第1号を次のように改める。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所

第47条第2項第2号中「及び個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第37条第2項第1号及び第47条第2項第2号の改正規定並びに附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

第2条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）第5条の2、第5条の3及び第5条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到

来する徴収金について適用する。

第3条 新条例第37条第2項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用する。

(提案理由)

徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法を定める等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u></p> <p><u>第5条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、区長が指定する月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p><u>2 区長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 区長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを</u></p>	

得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 区長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 区長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げ

る事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか
(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在
(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所) その他担保に関し参考となるべき事項 (担保を提供することができない特別の事情があるときは、その

事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項

第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月（区長がやむを得ない事情があると認めるときは、区長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第5条の2第2項から第5項までの

規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月（区長がやむを得ない事情があると認めるときは、区長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条第1項ただし書

に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

(公示送達)

第6条 法

第20

条の2の規定による公示送達は、杉並区公告式条例（昭和37年杉並区条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(外国税額控除)

第21条 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、同条及び令

第4

8条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(区民税の減免)

第37条 略

2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出

(公示送達)

第6条 地方税法（昭和25年法律第2

26号。以下「法」という。）第20

条の2の規定による公示送達は、杉並区公告式条例（昭和37年杉並区条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(外国税額控除)

第21条 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、同条及び地方税法施行令（昭和25年政令第

245号。以下「令」という。）第4

8条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(区民税の減免)

第37条 略

2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出

しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所

(2) 略

(軽自動車税の減免)

第47条 略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。))

しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所又は居所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。))第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

(2) 略

(軽自動車税の減免)

第47条 略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号_____

第2条第5項に規定する個人番号を
いう。以下同じ。）又は法人番号

(番号利用法第2条第15項に規定
する法人番号をいう。以下同じ。)

(個人番号又は法人番号を有しない
者にあつては、住所若しくは居所又
は事務所若しくは事業所の所在地及
び氏名又は名称)

(3)～(8) 略

_____又は法人番号

(番号利用法第2条第15項に規定
する法人番号をいう。以下同じ。)

(個人番号又は法人番号を有しない
者にあつては、住所若しくは居所又
は事務所若しくは事業所の所在地及
び氏名又は名称)

(3)～(8) 略

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区 民 税 等	<p>1 徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法</p> <p>徴収猶予に係る徴収金の分割納付・納入は、区長が指定する月に分割して納付・納入させる方法によること等とする。</p> <p>(区税条例第5条の2・地方税法第15条)</p> <p>2 徴収猶予の申請手続等</p> <p>徴収猶予及び徴収猶予の延長の申請書の記載事項及び添付書類を定めるほか、区長に申請書の記載事項の訂正又は添付書類の訂正・提出を求められたときの訂正・提出期間を20日とする。</p> <p>(区税条例第5条の3・地方税法第15条の2)</p>	平成28年 4月1日	施行日以後に申請される徴収猶予に適用
	<p>3 職権による換価の猶予の手続等</p> <p>(1) 職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付・納入は、各月に分割して納付・納入させる方法によること等とする。</p> <p>(2) 職権による換価の猶予をする場合において、区長が提出を求めることができる書類を定める。</p> <p>(区税条例第5条の4・地方税法第15条の5及び第15条の5の2)</p>	平成28年 4月1日	施行日以後にされる換価の猶予に適用

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税等	<p>4 申請による換価の猶予の申請手続等</p> <p>(1) 申請による換価の猶予の申請期間は、納期限から6月とし、当該猶予に係る徴収金の分割納付・納入は、各月に分割して納付・納入させる方法によること等とする。</p> <p>(2) 申請による換価の猶予及び当該猶予の延長の申請書の記載事項及び添付書類を定めるほか、区長に申請書の記載事項の訂正又は添付書類の訂正・提出を求められたときの訂正・提出期間を20日とする。</p> <p>(区税条例第5条の5・地方税法第15条の6及び第15条の6の2)</p>	平成28年4月1日	施行日以後に納期限が到来する徴収金に適用
特別区民税等	<p>5 担保を徴する必要がない場合</p> <p>①徴収猶予、②職権による換価の猶予又は③申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がない場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</p> <p>(区税条例第5条の6・地方税法第16条)</p>	平成28年4月1日	<p>①施行日以後に申請される徴収猶予に適用</p> <p>②施行日以後にされる換価の猶予に適用</p> <p>③施行日以後に納期限が到来する徴収金に適用</p>
特別区民税	<p>6 減免申請書の記載事項の変更</p> <p>個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、申告後に関連して提出される書類について個人番号の記載を要しないこととし、特別区民税の減免申請書の記載事項から個人番号を削除する。</p> <p>(区税条例第37条)</p>	公布の日	公布の日以後に提出する申請書に適用